

警 備 業 務 内 容 書

1 警備員

(1) 業務期間 2023年(令和5年)4月1日 ～ 2028年(令和10年)3月31日

(2) 勤務時間

①夜 勤 4月 1日 ～ 4月 9日 17:00 ～ 9:00
4月10日 ～ 10月14日 18:00 ～ 8:30
10月15日 ～ 3月31日 17:00 ～ 9:00
②日 勤 12月31日 ～ 1月 2日 9:00 ～ 17:00

(3) 勤務人員 1名以上

(4) 業務目的 盗難防止、施設の安全確保

(5) 警備方式 常駐一人体制の巡回方式

(6) 業務内容

- ①園内巡回、巡回施設、内容は下記(8)のとおり
- ②職員通用門、事務所出入口等必要箇所の除雪
- ③毎朝、職員通用門の開錠を行うこと。(開錠時間については委託者の指示に従うこと)
- ④職員退園後の施錠を確認すること。
- ⑤停電、地震等の非常事態に対応すること(別紙指示書による)
- ⑥巡回時以外管理事務所に常駐すること。

(7) 巡回数及び時間

21:00頃、23:30頃、7:00頃

また、2:00頃遊園地周辺に異常がないかどうかを目視確認すること。

(8) 巡回施設(○印は巡回鍵設置箇所、●印は温度記録箇所)

①夏季

○正門 ○遊園地売店 ○展示館 ○西門
券売機格納庫(上) 券売機格納庫(下) ヒグマ自販機 サル山自販機
アストロファイター前自販機 ティーカップ前自販機 類人猿舎 猛獣舎 北門 とりみロッヂ
タンチョウ保護増殖センター管理棟 バッテリーカー格納庫 メロディーペット格納庫
レストハウス 正門横トイレ 子供どうぶつえん前トイレ 展示館横トイレ 類人猿舎横トイレ

②冬期

○正門 ○遊園地売店 ○展示館 ○西門
●キリン舎 ●シマウマ舎 ●ダチョウ舎 ●コハク舎 ●猛獣舎 ●ヒグマ舎
●サル舎 ●類人猿舎 ●管理棟越冬舎 こどもどうぶつえんクジャク舎
券売機格納庫(上) 券売機格納庫(下) ヒグマ自販機 サル山自販機 とりみロッヂ
タンチョウ保護増殖センター管理棟 レストハウス 正門横トイレ 子供どうぶつえん前トイレ
展示館横トイレ 類人猿舎横トイレ

(注意) 夏季と冬季の切替日は委託者が別途指示する。

(9) 巡回の確認

受託者は委託者が指定した巡回施設に巡回鍵を設置すること。また、巡回鍵設置箇所は巡回時計に記録し、温度記録箇所は夜間警備業務日誌に記入すること。

(10) 夜間業務日誌の提出

受託者は毎日朝の引継後、夜間警備業務日誌その他を委託者に提出するものとする。

(11) 緊急連絡

受託者は、別記事項その他担当業務に異常が発生した際、指示書に基づいた応急措置をとること。また、別記事項に重大な事故等が発生しまたは発生する恐れがあるときは、速やかに委託者に連絡すること。

(12) その他

- ①作業全般については、入園者に危険のないよう特に配慮して行うこと。
- ②従業員、作業員の服装は同一のものとし、所定の位置にネームプレートを着用すること。
- ③パトロールレコーダーの消耗品(ロール紙)は受託者が負担すること。

別記事項

下記が発生した場合または発生する恐れがある場合は、応急復旧を行うとともに速やかに委託者に連絡しその指示に従って対処すること。

- ①停電の時
- ②給排水施設に異常があった場合、及び汚水処理施設が満水の時
- ③各暖房設備に異常があった時
- ④管理事務所及び園内施設に重大な事故が発生し、または発生する恐れのある時
- ⑤不法侵入者があった時
- ⑥風水害等災害があった時

2 機械警備

(1) 業務期間 2023年(令和5年)4月1日 ～ 2028年(令和10年)3月31日

(2) 業務時間

- ①夜間
4月1日～4月9日 17:00～9:00
4月10日～10月14日 18:00～8:30
10月15日～3月31日 17:00～9:00
- ②日中
12月31日～1月2日 9:00～17:00

(3) 警備台数 2台

(4) 警備対象 金庫室内大金庫(ダイヤル回線 FAX回線等を利用し自動通報)
総合案内所事務室内(光回線 FAX回線等を利用し自動通報)

(5) 警備方式 密室内のセンサー反応した場合、警備会社の遠隔集中管理部署へ
密室の機械が自動通報する。センサーが反応した現場には園内常駐
警備員を向かわせ、状況確認する方式

(6) 業務内容

- ①委託者が施錠してから解除するまでの間、警備対象の異常を管理する。
- ②警備対象は委託者が施錠及び解除を行うが、これが正しく行われない場合はただちに委託者に連絡すること。
- ③警備対象に異常があった場合は、30分以内に目視による確認を行ない、あわせて直ちに委託者に連絡し、その指示に従って対処すること。

(7) その他

- ①機械警備を行うにあたっての物品は受託者が準備しかつ保守を行うこと。
- ②機械警備を行うにあたっての電話回線及び電気使用料は委託者が負担する。

釧路市動物園警備員指示書

停電、地震等、その他非常事態に際しては、以下のとおり対応すること。

1 大雨等による浄化槽満水警報が出た場合

- (1) 流入水が落ち着くまでバイパスを開放し、適切な時期にこれを閉じること
- (2) 事態が収まらない、または悪化した場合は職員に連絡すること。

2 給水設備警報（砂ろ過設備制御盤による）が出た場合

(1) 漏電

制御盤には手を触れず、職員に連絡しその指示を仰ぐ

(2) 制御空気圧低

制御盤には手を触れず、職員に連絡しその指示を仰ぐ

(3) 地下水槽水位高

①室内に水が溢れた場合は、ただちに井戸ポンプ1号、2号とも停止に切り替える

②雑用水ポンプ、ろ過ポンプに異常がないことを確認する

③職員に連絡しその指示を仰ぐ

(4) ろ過水槽水位高

①水槽から水が溢れた場合は、ただちにろ過ポンプ1号及び2号を停止に切り替える

②給水ポンプが運転されていることを確認する

③職員に連絡しその指示を仰ぐ

(5) ろ過水槽 pH 異常

職員に連絡しその指示を仰ぐ

(6) 動力故障

制御盤には手を触れず、職員に連絡しその指示を仰ぐ

(7) 井戸ポンプ故障

①調理室前配電盤（2基）のそれぞれで、つまみを停止に切り替える

②調理室前配電盤（2基）の扉を開け、それぞれ2箇所のリセットスイッチを押す

③調理室前配電盤（2基）のそれぞれで、つまみを自動交互運転に切り替える

④再度警報が出る場合は、①～③をもう1度繰り返す

⑤警報リセットを押し警報ランプが消えることを確認する

⑥警報ランプが消えない場合は、職員に連絡しその指示を仰ぐ

(8) 地下水槽水位低

- ①井戸ポンプが運転されていることを確認する
- ②職員に連絡しその指示を仰ぐ

(9) ろ過水槽水位低

- ①井戸ポンプ、ろ過ポンプに異常がないことを確認する
- ②職員に連絡しその指示を仰ぐ

3 管理事務所内警報が出た場合

(1) 室温異常 (越冬舎、キリン、シマウマ、ダチョウ、ゾウ、猛獣、サル、ヒグマ、類人猿)

- ①現場で暖房機の運転を確認し、運転されていない場合は再運転を行う
(エラーコードを記録しておくこと)

②暖房機が運転中にも関わらず警報が出た場合、暖房機の再運転ができない場合は職員に連

絡しその指示を仰ぐ

※燃料切れ等がないかタンク内の確認も行う

(2) ボイラー異常

- ①現場で水頭圧 (通常 10m 以下) の異常、煙の有無等状況を確認し記録する
 - ②特に異常が認められない場合は、暖房機の再運転を行う
 - ③警報が解除されない場合は、職員に連絡しその指示を仰ぐ
- ※燃料切れ等がないかタンク内の確認も行う

(3) 設備異常

①ヒグマ (排水ポンプ異常)

- i 現場の状況を把握し、異常を起こした機種 (番号) を特定する
- ii 配電盤のつまみ (通常は自動、及び交互) の片方を交互から異常を起こしていない機

種 (番号) に切り替える

- iii 状況を職員に連絡しその指示を仰ぐ

②類人猿 (排水ポンプ異常)

- i 異常を起こした機種 (番号) を特定する
- ii 配電盤のつまみ (通常は自動、及び交互) の片方を交互から異常を起こしていない機

種 (番号) に切り替える

- iii 状況を職員に連絡しその指示を仰ぐ

4 地震時の対応（相当の揺れを感じた場合、職員は震度5以上で必ず出勤する）

（1）管理棟内における警報の有無を確認する

（2）警報が出ている場合は個別に対応する

（多くの警報が出て1人では対応不可能と判断される場合は、至急職員を呼び出す）

（3）園内を巡回し、暖房機、各種機器設備等が通常と変わらないことを確認する

5 停電時の対応

（1）停電後間もなく自家発が稼動し各種警報が鳴るが、以下の順番で緊急措置を行う

①井戸ポンプの運転を確認し、給水装置全体の運転を確認する

②各獣舎の暖房機を再運転する

・キリン舎 ・シマウマ舎 ・ダチョウ舎 ・ゾウ舎 ・猛獣舎 ・サル舎 ・

類人猿舎

③状況を職員に連絡しその指示を仰ぐ

（2）売電（北電からの供給電力）復帰時に再度警報が出る場合があるので、その際は（1）と

同様に緊急措置を行う

（3）職員到着後、職員に状況を報告しその指示に従う

6 暖房機の再運転方法

（1）ストーブ（ゾウ舎の大型を除く）

①リセットボタンを押す

②セーブボタンを押す

③温度を設定する（緊急時は12℃）

④温風が吹き出すことを確認する

（2）ゾウ舎の大型ストーブ

①運転ボタンを押す

②温風が吹き出すことを確認する

（3）猛獣舎ボイラー

①運転ボタンを押す

②ボイラーが着火することを確認する

（4）類人猿舎ボイラー

①1号または2号のいずれが使用中かを確認する

- ②使用中のもののリセットスイッチを押す
- ③運転ボタンを押す
- ④運転できない場合は、配電盤内の現在使用中のもののブレーカーを落とし他方のブレーカーを入れ、①～③を再度行う

7 その他

- (1) 落雷、暴風等に伴う被害（火事、倒木による園内施設の破損等重大なもの）を発見した場合は、職員に状況を報告しその指示に従う
- (2) 巡回の際に動物が異常に騒いでいる等の異変を発見した場合は、職員に状況を報告しその指示に従う
- (3) 警報等による緊急措置を行って復帰した後、同様の症状を繰り返す場合は職員に連絡しその指示を仰ぐこと
- (4) 対応に迷う場合はただちに職員に連絡しその指示を仰ぐこと